

## (仮称) 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定 (案) について

平成 24 年 2 月  
環境部 環境保全課

### 【趣旨】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の成立に伴い、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）で規定する騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定に関する事務が本市に移譲されることになりましたので、新たに告示を定めて地域の指定をしようとするものです。

### 【内容】

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、次の地域を騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に規定する地域の類型ごとに当てはめる地域として指定しようとするものです。

#### 類型を当てはめる地域

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

#### 備考

- 1 地域の類型のアルファベットは、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）第 1 の 1 の表に掲げる地域の類型を示す。
- 2 該当地域は、都市計画法に基づく区分とする。

### 【施行期日】

平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。